

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月8日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

屋上貯水槽への給水配管の漏水修繕

2 履行（納品）場所

磯子区杉田1丁目8番1号
横浜市立杉田小学校

3 契約日

令和8年3月4日

4 履行日又は履行期間

令和8年3月4日から令和8年3月19日

5 契約金額

79,200円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号
有限会社 イワック

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

屋上貯水槽へつながる配管から多量の漏水が発覚しました。この貯水槽は校舎内の大部分の水栓に関わるものであり、緊急で対応を行わなければ学校運営上支障をきたすため緊急契約での修繕を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に登録のある会社であり迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

横浜市立杉田小学校